

窓口用

令和7年4月1日
白井市都市建設部建築宅地課

確認申請手続きについて

1. 事前の手続き（主なもの）

	手続き	担当課等
<input type="checkbox"/>	建築基準法の道路について	建築宅地課 建築班 ※敷地に接する道について、建築基準法上の道路としての位置付けを、窓口にて事前に確認してください。建築基準法上の位置付けの判定がなされていない道については、現地調査等を実施し判定が必要になります。
<input type="checkbox"/>	都市計画施設等の区域内における建築に関することについて	都市計画課 計画整備班
<input type="checkbox"/>	開発行為、市街化調整区域内における建築等に関することについて	建築宅地課 宅地班
<input type="checkbox"/>	下水道区域について	上下水道課 維持管理班 ※申請地の公共下水道の状況を確認し、確認申請書（正本）第1面に「下水道区域内」又は「下水道区域外」の印を受領してください。
<input type="checkbox"/>	地区計画の区域内における行為の届出について	都市計画課 計画整備班 ※「届出」が必要なものは、確認申請の提出前に届出をし「適合通知書」の交付を受けるようお願いいたします。
<input type="checkbox"/>	白井市まちづくり条例による協議について	都市計画課 計画整備班 建築宅地課 宅地班

2. 確認申請手続き

(1) 添付書類の確認（主なもの）※不足がある場合は受付できない場合があります。

建築物	工作物	書類等	備考
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	確認申請書（正）	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	確認申請書（副）	※構造計算適合性判定の必要な場合は2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	図面等一式	※規則第1条の3に規定されている図書等（建築物の場合） ※規則第3条に規定されている図書等（工作物の場合） ※確認申請書（正）（副）に添付
<input type="checkbox"/>		建築計画概要書	
	<input type="checkbox"/>	築造計画概要書	※法第88条第2項に規定する工作物（製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物）の場合
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委任状	※代理者による申請の場合
<input type="checkbox"/>		チェックリスト様式①-1・-2	
<input type="checkbox"/>		建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届	
<input type="checkbox"/>		都市計画法による許可書、許可申請書副本、証明書等	※確認申請に際し許可等を受けたもの
<input type="checkbox"/>		開発行為等に関する申告書	※市街化調整区域内での建築の場合（都市計画法による許可書、許可申請書副本、証明書等の添付がある場合は除く。）
<input type="checkbox"/>		合併処理浄化槽の設置等の手続きに係る添付図書	※合併処理浄化槽を設置する場合 ※添付図書、部数は別紙1による。
<input type="checkbox"/>		工場調書	※工場の用途に供する建築物の場合
<input type="checkbox"/>		危険物調書	※危険物の貯蔵施設を有する建築物の場合（工場の用途に供する建築物を除く。）
<input type="checkbox"/>		建築確認消防同意調書	※消防同意が必要な場合
<input type="checkbox"/>		消防同意用副本	※消防同意が必要な申請で並行審査を行う場合。
<input type="checkbox"/>		地区計画の区域内における行為の届出の適合通知書の写し	※地区計画の区域内における行為の届出が必要な場合

(2) 申請先と手数料の確認 (受付はいずれも白井市になります。)

申請先	対象建築物等	手数料の納入方法
<p>千葉県の建築主事 「県扱い」</p>	<p>○法第6条第1項第1号～第2号に該当する建築物等（「市扱い」のもの以外のもの） ○「市扱い」以外の工作物</p>	<p>※千葉県収入証紙を確認申請書第1面に貼付してください。</p>
<p>白井市の建築主事 「市扱い」</p>	<p>○法第6条第1項第2号建築物のうち、木造建築物（地階を除く階数が3以上のもの、延べ面積が300㎡をこえるもの及び高さが16mを超えるものを除く） ○法第6条第1項第3号建築物 ○令第138条第1項第1号、第3号、第5号のうち次の規模に該当する工作物（「県扱い」の建築物の敷地に築造する工作物を除く） ・煙突で、高さ6mを超えかつ10m以下 ・広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもので、高さ4mを超えかつ10m以下 ・擁壁で2mを超えかつ3m以下</p>	<p>※受付時に現金で納付します。レシートを確認申請書第1面に貼付してください。</p>